

車両出入口部等の設置基準の改正（概要）

1. 改正の趣旨

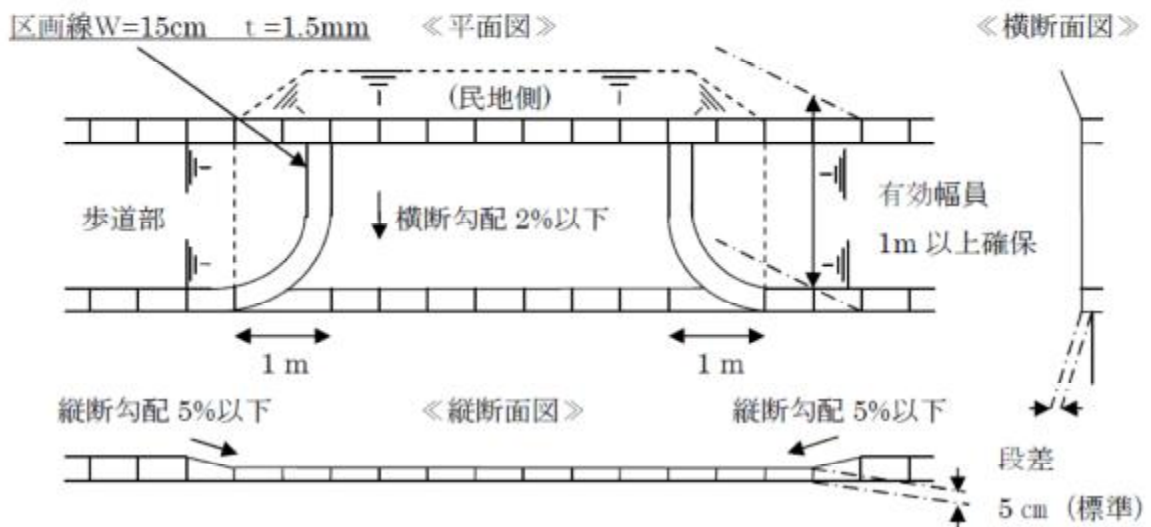
道路管理者以外の者が、車両乗入れのために歩道の切下げ等を行う場合は、道路管理者の承認が必要であり、この承認基準として「車両出入口部等の設置基準」を定めています。

このたび、規制改革の観点から条例・審査基準について全庁一斉に点検を行った結果、改正を要すると判断したものについて、次のとおり改正を行います。

2. 主な改正の内容

マウントアップ形式（車道と歩道で高低差がある）の歩道において、車両出入口を設置する際の縦断勾配の基準を改正します。

【歩道幅員が2m未満】（歩道平面図、縦断面図、横断面図）



現行の「車両出入口部等の設置基準」では、歩道幅員が2m未満の場合、縦断勾配は5%以下とする基準になっており、現地の形状等から縦断勾配を5%以下で施工できない場合の基準がありません。

このため、「縦断すりつけ部の勾配は、5%以下とする。ただし、沿道状況などを勘案して、やむを得ない場合には、8%以下とすることができる。」という文言を追加するものです。